



山形県公報

令和2年8月25日(火)
第132号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 特定計量器の定期検査の実施……………(商工産業政策課) ……883
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……884
- 同……………(同) ……885
- 県営土地改良事業計画の変更……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る解除予定保安林の通知……………(森林ノミクス推進課) ……886
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……887
- 平成16年6月県告示第706号(重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の
設定)の一部改正……………(空港港湾課) ……同
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(同) ……888
- 開発行為に関する工事の完了……………(庄内総合支庁建築課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の訂正 ……同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(庄内総合支庁総務課) ……889

告 示

山形県告示第608号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和2年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日		検査場所	検査を実施する 指定期間検査機 関の名称
尾花沢市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	令和2年9月28日	午前10時30分から 午後2時30分まで	尾花沢市役所車庫	一般社団法人 山形県計量協会
		同 月29日			
		同 月30日			
新庄市		同 年11月24日	午前10時30分から 午後2時30分まで	新庄市役所第2庁舎	
		同 月25日			
		同 月26日			
天童市		同 年12月2日	午前10時から 午前11時30分まで	千布公民館	
		同	午後1時から 午後3時まで	津山公民館	
		同 月3日	午前10時から 午前11時30分まで	高揃公民館	
	同	午後1時から 午後3時まで	天童中部公民館		
	同 月4日	午前9時30分から 午後2時30分まで			
東根市	同 月8日	午前10時から 午前11時30分まで	小田島公民館		
	同	午後1時から 午後2時30分まで	大富公民館		
	同 月9日	午前10時から 午後3時まで	神町公民館		
	同 月10日	午前10時から 正午まで			
	同	午後1時から 午後2時30分まで	東郷公民館		
	同 月11日	午前10時から 午後2時30分まで	東根市役所 (北側車庫)		

山形県告示第609号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営ホーヤ沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営ホーヤ沢地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
舟形町役場
- 3 縦覧に供する期間
令和2年8月27日から同年9月29日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第610号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営沼田中村地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営沼田中村地区土地改良事業（農業競争力強化農地整備事業（中山間地域型））計画書の写し

2 縦覧に供する場所

真室川町役場

3 縦覧に供する期間

令和2年8月27日から同年9月29日まで

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第611号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により定めた県営釜淵地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称

県営釜淵地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業））変更計画書の写し

2 縦覧に供する場所

真室川町役場

3 縦覧に供する期間

令和2年8月27日から同年9月29日まで

4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月

以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第612号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 解除予定保安林の所在場所
西村山郡大江町大字三郷字前山乙987-2、乙2102-4、乙2102-9から乙2102-14まで、乙2106、乙2108、乙2109-2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 保安林解除の理由
土地改良事業用地とするため

山形県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
(3) 変更に係る指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
(イ) 主伐に係る伐採種を定めない。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
(3) 変更に係る指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
(イ) 主伐は、択伐による。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田

市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年8月25日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市・鶴岡市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
酒田市・鶴岡市・庄内町（以上2市1町について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - (イ) 主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

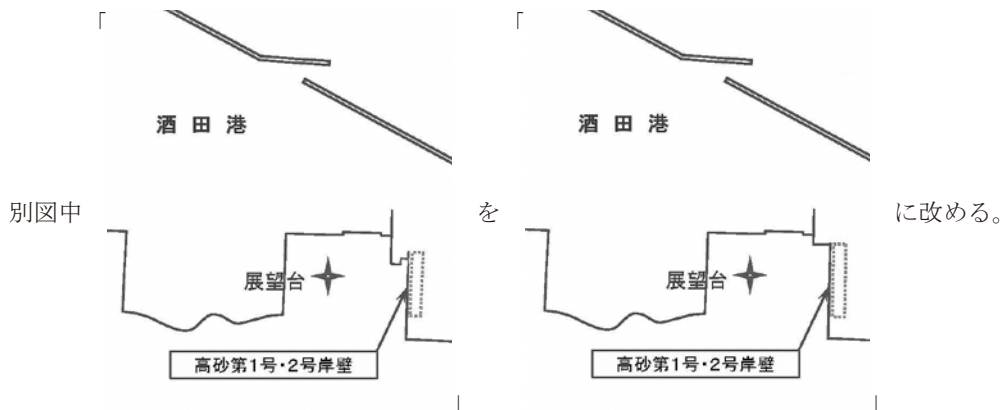
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課並びに関係市役所及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第615号

平成16年6月県告示第706号（重要国際埠頭施設の前面の泊地における制限区域の設定）の一部を次のように改正し、令和2年8月29日から施行する。

令和2年8月25日

山形県知事 吉村美栄子



山形県告示第616号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、令和2年8月29日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

令和2年8月25日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表外郭施設Bの項中

「	高砂ふ頭法止護岸	-38	65.4		を
	高砂取付護岸	-39	113		
「	高砂取付護岸	-39	113		に、
「	入船町物揚場取付護岸	-44	5		を
「	入船町物揚場取付護岸	-44	5		に改め、同表係留施設
	高砂ふ頭締切護岸（A）	-48	37.3		
	高砂ふ頭締切護岸	-49	65.4		

Cの項中 「112.03」 を 「152」 に改め、同表荷さばき施設Fの項中

「	30,805	を	41,839	に改め、同表船舶役務用施設Iの項中
	3,592		7,671	

「	宮海第2号岸壁給水栓	-21	2		を
---	------------	-----	---	--	---

「	宮海第2号岸壁給水栓	-21	2		に改める。
	高砂第1号岸壁給水栓	-22	2		

山形県告示第617号

次の開発行為は、完了した。

令和2年8月25日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 許可番号
令和2年5月13日 指令庄総建第4号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東田川郡三川町大字横山字西田66-1、66-2、66-3、66-4
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
鶴岡市西新斎町2番31号 社会福祉法人 立正会 理事長 守山 正純

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により令和2年2月18日付け山形県選挙管理委員会告示第9号にて公表した平成31年4月7日執行の山形県議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書

について、訂正の報告があったので、その要旨を次のとおり公表する。

令和2年8月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

候補者氏名	五十嵐 智 洋	所属党派	自 由 民 主 党	期間	平成31年1月1日から 平成31年4月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	五十嵐 啓 子					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		504,000円
（氏名）		（職業）	（寄附額）	家屋費		549,170
（団体名）				選挙事務所費		533,520
自由民主党山形県支部連合会		政党	600,000円	集会会場費		15,650
				通信費		21,976
その他の寄附	22件		88,000	交通費		0
その他の収入			1,204,000	印刷費		766,432
今回計			1,892,000	広告費		282,279
前回計			0	文具費		16,263
総計			1,892,000	食糧費		62,977
				休泊費		0
				雑費		192,602
				今回計		2,395,699
				前回計		0
				総計		2,395,699

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成	120,160円
	ポスターの作成	486,000円
	計	606,160円

訂正年月日	令和2年8月6日
-------	----------

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和2年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年8月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 このゆびとまれ
 - (2) 代表者の氏名
高橋 陽子
 - (3) 主たる事務所の所在地
酒田市中町一丁目10番17号
 - (4) 定款に記載された目的
本法人は、地域住民に対して、人口減少に伴う新しい生活スタイルのもと、地産地消の振興を図る事業を行い、地域の食の確保と新たな生活の食の安定及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

令和2年8月25日印刷
令和2年8月25日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県